

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年10月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800066 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800033 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 56 年 11 月 1 日まで

昭和 49 年に母の友人から頼まれ、A 事業所で朝早くから夜遅くまで働いたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 事業所に係る雇用保険被保険者記録はなく、同事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではない上、同事業所の元事業主は、事業を廃止し 40 年近く経過しており、当時の資料を保管していない旨回答している。

なお、請求者は、A 事業所において、会社のトラックに品物を積み、配送先と会社との間を運搬していた旨陳述しているが、前述の元事業主は、請求者は個人でトラックを持ち込み働いていたが、A 事業所としての従業員ではなかった様に記憶している旨回答している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間において請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考えがたい。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700376 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800034 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私が A 事業所に勤務していた時の医療費返還の請求書が届いたので、私が同事業所に勤務していたことの証明として出勤簿などを年金事務所へ提出し、健康保険に加入した状態へ戻してもらったが、請求期間は健康保険に加入していないことを後で知った。雇用保険は請求期間の勤務が認められたので、年金の記録も同じように認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 事業所に平成 25 年 2 月末まで勤務し、厚生年金保険の被保険者だったと主張しているところ、日本年金機構が提出した請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」によると、当該届の資格喪失年月日欄には「平成 25 年 1 月 1 日」、備考欄には「雇用形態変更 月給→日給月給 週 3 日勤務」と記載されており、当該資格喪失年月日は、同事業所に係る請求者のオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と一致している。

また、日本年金機構は、請求者から A 事業所における「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」の提出を受け、年金事務所の職員が当該事業所を訪問し、調査を行い作成した調査票によると、請求者の請求期間における勤務日数は、平成 25 年 1 月は 11 日、同年 2 月は 11 日、同年 3 月は 2 日と記録されている上、日本年金機構は、請求者の給与形態が月給から日給月給へ変更されたこと及び請求期間の出勤日数の実績から、請求者は平成 25 年 1 月 1 日以降の期間において、厚生年金保険の被保険者に該当しないと判断した旨回答している。

さらに、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、請求者の請求期間における勤務状況について回答を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。